

沖縄県監査委員殿

平成 年 月 日

## 沖縄県職員措置請求書

### 第1 請求の要旨

翁長雄志知事が、平成 27 年 9 月 21 日のジュネーブの国連人権理事会で行った演説に同行した二名の県職員に対し、交通費、宿泊費、日当、雑費等の名目で支出された沖縄県の公費 1,308,534 円を沖縄県知事は当該職員から返還及び翁長雄志知事から賠償請求を求めなければならない。

### 第2 請求の理由

- 1 本年 9 月 11 日産経新聞那覇支局（高木桂一支局長）配信の産経 WEST の記事によると翁長雄志県知事が平成 27 年 9 月 21 日のジュネーブの国連人権理事会で行った演説について、それが沖縄県知事の資格でなされたものではないこと、それゆえ、翁長雄志知事による当該演説のために支出された交通費等の費用は、翁長知事の私費として支払われるべき性質を持つものであり、知事に団体の主張を依頼した民間団体ないし NGO が負担するか、翁長氏個人の私費で賄われる必要があると報じた。
- 2 報道によると、外務省人権人道課によれば、国連人権理事会の規定で演説が認められているのは、①非理事国の政府代表者、②国際機関の代表者、③国連経済社会理事会から認められた協議資格を有する NGO の 3 者に限定されており、地方自治体の首長は演説を行う資格を有していないとのことである。
- 3、平成 29 年 10 月 25 日知基第 123 号により情報開示された資料によると、翁長知事に同行した知事秘書の岸本義一郎氏に対し、交通費、日当、旅行雑費、宿泊料・食卓料、外国旅行雑費等の名目で 663,517 円が支出されており、秘書課主査の阿波連貴夫氏に対し同様の名目で 645,017 円が支出されているが上記の理由から、県の公費から支出することは不当であり、同行を依頼した翁長

知事もしくは、知事に演説枠を提供した NGO 等が負担するかもしくは当該職員  
の自己負担とすべきものである。

4、 以上の事から、翁長雄志知事が、平成 27 年 9 月 21 日のジュネーブの国連  
人権理事会で行った演説に同行した二名の県職員に対し、交通費、宿泊費、日当、  
雑費等の名目で支出された沖縄県の公費 1,308,534 円を沖縄県知事は当該職員か  
ら返還を求めるとともに、翁長雄志知事から同額の賠償を求めるべきである。

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な  
措置を請求します。